

令和2年7月豪雨による災害の発生に伴う建設業法等の特例措置等について

1 概要

令和2年7月3日からの令和2年7月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、同年7月14日付けで公布・施行された令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）及び同日付け国土交通省告示第736号に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

これらの措置等によって、建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）で規定されている許可等に関して以下の措置が実施されます。

2 許可等の有効期間の延長

権利利益保全法第3条の規定に基づき、有効期間が令和2年7月3日から令和2年12月27日の間に満了（令和2年7月2日までに更新を受けた場合を除きます。）する以下の特定権利利益については、その有効期間の満了日が一律に令和2年12月28日に延長されます。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく 建設業の許可 ※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	令和2年 12月28日
建設業法第27条の18第1項の規定に基づく 監理技術者資格者証の交付 ※3	特定被災地域内に住所を有する者※2	
建設業法第27条の23の規定に基づく 経営事項審査 ※4	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく 浄化槽工事業の登録 ※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく 解体工事業の登録 ※1	特定被災地域内に主たる営業所を有する者※2	

※1 対象者が許可等の有効期間の延長を希望しない場合は、特例措置により延長された満了日ではなく、本来の満了日を基準として許可等の更新手続きを行うこともできます。（本来の満了日を過ぎて更新の申請をした場合は、本来の満了日を基準とすることはできません。）

許可等の有効期間の延長の意向確認については、管轄する建設事務所への更新申請書類の提出の際に口頭にて確認します。（対象者が延長を希望した場合は、許可等の始期が令和2年12月29日になります。）

また、対象者のうち、既に許可等の通知がされている者（令和2年7月2日以前に更新の許可通知を受けている場合は除く）についても、令和2年8月31日までに、申立書及び交付済みの許可等通知を管轄する建設事務所へ提出することにより、有効期間を延長することができます。（後日、有効期間の始期が令和2年12月29日からとなる新しい許可等通知を発出。）

※2 特定被災地域とは、令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいいます。長野県内については、下記のとおりです。

なお、特定被災地域内に主たる営業所を有さない方（監理技術者資格者証の場合は、特定被災地域内に住所を有さない方）が被災された場合（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断等間接的に被害を受けた場合も含む。）の取扱いについては、許可行政庁等にお問い合わせください。

【災害救助法適用地域（長野県）】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

※3 令和2年7月2日以前に、更新の申請がなされ、かつ新資格者証を交付された場合を除きます。

※4 直近の経営事項審査が平成30年12月3日から令和元年5月27日を審査基準日とするものに限ります。

3 期限内に履行されなかった義務の免責

権利利益保全法第4条の規定に基づき、法令に規定する履行期限が令和2年7月3日から令和2年10月29日に到来する以下の義務（変更の届出義務等）が履行できなかった場合であっても、令和2年10月30日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

- ・ 建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出
- ・ 建設業法第26条第3項の規定により専任で配置すべき監理技術者の監理技術者講習の受講
- ・ 浄化槽法第25条第1項及び第26条の規定に基づく変更等の届出

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 25 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定に基づく変更等の届出

4 その他

(1) 申請書類に関する特例

以下の申請をするに当たって、令和 2 年 7 月豪雨によるやむを得ない事情により関係法令に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに提出する旨の誓約書、令和 2 年 7 月豪雨により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付することで、申請を受け付けます。

この場合、許可等の審査に必要な書類を適宜求めること等を通じて当該申請が適当であると認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日まで提出すること等を条件として付した上で、当該申請に対する許可等を行います。

- ・ 建設業法第 5 条の規定に基づく許可の申請（同法第 17 条で準用する場合を含む。）
- ・ 浄化槽法第 22 条の規定に基づく登録の申請
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 22 条の規定に基づく登録の申請

(2) 届出を行うべき書類に関する特例

以下の届出をするに当たって、令和 2 年 7 月豪雨によるやむを得ない事情により関係法令に定める書類の一部を用意することができないと認められる場合には、不足する一定の書類を一定期日までに提出する旨の誓約書、令和 2 年 7 月豪雨により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付することで、届出を受け付けます。

- ・ 建設業法第 11 条各項の規定に基づく届出（変更届）
- ・ 浄化槽法第 25 条第 1 項の規定に基づく届出（変更届）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 25 条第 1 項の規定に基づく届出（変更届）

(3) 営業所の社屋が存在しなくなった場合についての特例

令和 2 年 7 月豪雨による営業所の倒壊等により、営業所の社屋が存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する（営業所を再建する）意思がある場合には、令和 2 年 12 月 28 日までの間は、当該営業所は存続しているものとみなします。

(4) 監理技術者等の途中交代についての特例

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされています。

しかしながら、令和2年7月豪雨により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も、真にやむを得ない場合に含むものとします。

(5) 監理技術者等に求められる恒常的な雇用関係についての特例

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされています。

しかしながら、令和2年7月豪雨により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えありません。

(6) 問い合わせ先

長野県建設部建設政策課建設業係

TEL 026-235-7293 (直通)

※建設業法に基づく監理技術者資格者証の交付に係るお問い合わせは、下記の問い合わせ先をお願いします。

<建設業法に基づく監理技術者資格者証の交付について>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課技術検定係

TEL 03-5253-8111 (代表)